



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

小規模企業共済 法改正資料
委託機関さま → お客さま用

2010年7月30日 作成

小規模企業共済制度

経営者の
退職金

小規模企業共済制度は
退職後のゆとりある生活を
応援する安心の共済制度です。

全国で約120万人
の経営者が加入

掛金は全額所得控除

無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の
範囲で自由に選択

共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ

受取り時にも
税制面で大きなメリット

災害時や緊急時には
契約者貸付けの利用が可能

「ゆとり」のために。



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

小規模企業共済制度 が充実します！

平成23年1月 より 個人事業主の 「共同経営者」 も加入の対象 となります。

個人事業主の将来への不安を取り除き、安心して事業に専念してもらうため、小規模企業経営者の退職金制度である「小規模企業共済」のセーフティネット機能を拡充しました。個人事業主のみならず、その配偶者や後継者などの共同経営者が安心して事業に専念できる環境を整えます。

裏面にて、詳しい制度内容・お問い合わせ先を記載いたします。

小規模企業共済制度とは・・・個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に備える、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」です。

平成23年1月1日より受付開始

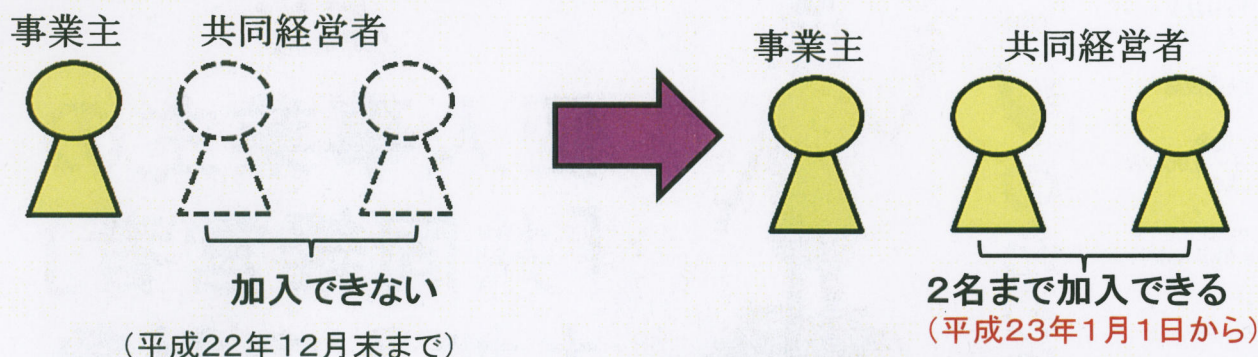
『事業主の「共同経営者」も加入の対象となります』

共済加入対象者が、個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます(2人まで。個人事業主の親族でなくても「共同経営者」であれば加入できます)。

共同経営者とは、以下の①・②の両方の条件を満たしている方々です。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしていること、
または事業に必要な資金を負担していること」
※①の例)・資金の新規確保する際に、決定の場に参加している
・事業資金の借入に際し連帯保証人や保証人であること など
- ②「事業の執行に対する報酬を受けていること」を条件とします。

共同経営者の加入イメージ



※配偶者、後継者は「共同経営者」であることが必要。

【改正のポイント】

- 共同経営者は、自らが個人事業主になる前から制度に加入することで、十分な老後の資金を確保できます。
- 共済に加入した共同経営者の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象となります。
- 受け取ることのできる共済金も、税法上、一括受け取りの場合は退職所得扱い、分割受け取りの場合は公的年金等の雑所得扱いとなります。

Q 共同経営者の加入(平成23年1月1日以降)はどこでできますか？

A 商工会・商工会議所・青色申告会・中小企業の組合・金融機関等などで加入することができます。

詳しい内容は・・・

共済制度を運営しています、独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページ、もしくはお電話にてお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

共済相談室 TEL:050-5541-7171